

ることができなかつたような場合、その結果は、原告側がそれを負担しなければならない。原因不明の場合、労働災害（通勤災害）の存在についての法律上の推定は働くかない。この点について、連邦社会裁判所のある判例は、次のように述べている（連邦援護法に関する事件）。

「請求権を根拠づける事実が疑わしい場合、扶助請求権を主張している者に有利にその事実が確定されるべきであるとの内容の法的な举証規定は存在しない。社会裁判所の訴訟問題においても、客観的立証責任 (objektive Beweislast) の原則が妥当する。それによれば、事実を客観的に立証できなかつたこと、あるいは確認できなかつたことの結果は、その事実から権利を引き出そうとする当事者によって担われなければならない。」(BSG 1957.10.24., NJW 1958 S.39f.)

この考え方は、労災保険の分野においても妥当する。すなわち、社会裁判所の職権による原因の探究・究明（社会裁判所法第103条）によつても、災害の原因あるいは健康傷害と業務との関連（職業病の場合）が確認し得ない場合、客観的立証責任の原則によつて、労働災害の存在を主張する者が、立証しえなかつたことの不利益を負担しなければならないのである。もっとも、証拠の自由な評価により裁判官が合理的な「事実上の推定」(tats*chliche Vermutung)を行うことまで否定されるわけではない。判例では、「一応の推定」(Beweis des ersten Anscheins) を用いるものもある。

第4節 「通勤災害」の一般的範囲

1 概説

(1) [業務]の意義と私用行為

SGB第8条第2項第1号の災害（いわゆる通勤災害）は、法文上は、「業務に関連して、業務の場所との間を往復する直接の道」での災害をいうが、ここで「業務に関連して、業務の……」でいう業務は、使用者から指示された通常の業務・労働だけを意味するものではなく、企業の目的に役立つ、少なくとも間接的にそれを促進すると考えられるものが広く含まれる。その「道」およびそのために赴く仕事(Arbeit)が上記の目的に役立つと、被保険者の立場から主観的に認められるだけで十分である (Wagner, S.319)。

この「通勤」は、通常の意味での労働者の自宅と職場との間の朝の出勤と仕事が終わつてからの退勤に際しての事故に限られるものではない。したがつて、昼の休憩時間に食事（昼食）をとるために、自宅を往復する途上での災害、さらには、食堂（レストラン等）と職場を往復する途上での災害 (LSG Hess. 1956.10.16., Breith. 1957 S.114)、旅行から帰つた後での休暇手当の受領のために職場を往復する途上での災害 (LSG Hess. 1956.3.20., Breith. 1956 S.1103)、休業中の労働者が、いつ労働が再開されるのかを問い合わせるために事業場に赴く途上での災害 (LSG Stuttgart 1950.6.7., Breith. 1950

S.941)、なども通勤災害である。また、労働関係の解約のために必要な行為も保険される業務であり (BSG 1958.10.21., BSGE 8 S.176)。労働関係の終了に関連して、労働関係に係わる書類を以前の使用者のところへ受け取りにいくための職場への途上も、業務と関連性があり通勤災害である (BSG 1963.8.30., BSGE 20 S.23)。

建築労働者が建物を建てる際に行う棟上げ式への参加も、「労働者全員の親密さと仲間精神の強固さを増進させ、事業の利益に役立つ」ことから保険される業務とみなされ、そこを往復する途上での事故は、通勤災害とされる (BSG 1964.7.31., BSGE 21 S.226)。これに対して、仕事が終わった後、誕生日のお祝いの会に参加しての帰り道での事故については、そこに経営担当者が短時間参加していたとしても、その会は経営担当者の権威によって行われたものではなく、単なる社交上の集会であり、その会は事業の共同体的行事とは考えられず、会への参加は保険保護を受けない。したがって、原告の夫Tの事故については、誕生日のお祝いの会への参加によって業務とTの帰路との関連性が単に中断されただけなのか、あるいは最終的に失われてしまったのかが問題となるとされている。このケースで、Tは3時半に仕事が終わって、5時半ころ誕生日の会を退出して、帰路、急カーブで転倒して死亡したものであるが、裁判所は、この会が同僚相互の緊密さを増すのに役立ち、また経営担当者の参加もそれを示しているから、この会を経営業務とまったく無関係というわけにはいかないとして、それゆえ会への参加は、単に帰路を中断するにすぎないとして、中断後の災害について保険保護を肯定している (BSG 1958.4.3., Breith.Bd.48 S.120)。

なお、経営協議会に関連した行為に際しての災害は、労働災害として保護され、そのために必要な往復途上での事故は通勤災害に含まれる (Bayer.LVA 1950.3.3., Wagner S.371)。これに対して、労働組合の純粋な委員会活動への参加は、労災保険保護を受けることはない。

上で述べたように、通勤も、定時の出勤・退勤に限定されない。勤務の終了前に使用者の許可を得ずに早退するような場合にも (LSG Niedersachs. 1961.3.7., Wagner, S.934)、また、勤務時間前に、忘れ物（作業衣を入れた戸棚の鍵）を取りに自宅にもう一度帰るような場合にも (BSG 1959.1.29., Breith.1959 S.620)、通勤災害の成立が認められている。

これに対して、「私用行為」ないし「私的行為」(eigenwirtschaftliche Tätigkeit)のためにとる道は、企業における業務との関連性がなく、その途上での保険保護はない。労働がない日曜日の夕方に通勤に利用する割引切符を買いに行くための途上での災害は、その行為はいわば通勤の準備行為にすぎないとして、業務に属さず通勤災害の保護はない (BSG 1958.6.26, BSGE 7 S.255)。通勤に利用しているオートバイのエンジン購入切符を買うための道、通勤に利用する車の免許書の取得のためにとる道などについても、同様に通勤の準備行為にすぎないものであり、保険保護はない。また、求職者が職業安定所の要請を受けずに自ら職場の開拓のために努力をすること自体は、私的な行為として保険される業務には属さず、そのための道も、原則として通勤災害としての保護を受けない。求職が

上首尾で翌日からの就労が約束されたような場合でも同様である（BSG 1974.1.31., Breith. 1974 S.1018）。ただし、到着先で（求職活動に引き続いて）労働が行われることが確実な場合には、その途上についても通勤災害の保護がある。なお、純粋に私的な活動からの帰り道であっても、それが特別の経営上の動機・指示による場合は、保険保護が認められる。たとえば、医師が休暇先から使用者の指示で呼び戻されたような場合（BSG 1970.10.23., BSGE 32 S.38）。

また、次のような行為は、通常の通勤の経路をとる場合であっても、その往来が保険される業務と内的な関連性を持たず、被保険者の私的な関心・利害によって行われている場合、保険保護は存在しない。労働者がホビーマーケットに行くために通勤に使っている自分の車を降りて車道を横切ろうとして交通事故に遭ったような場合は、まだ公道にいたとしても保険保護はない（BSG 1991.8.21., SozR 3-2200 § 550.Nr.4）。

（2）通勤の危険の範囲

ドイツの労災保険で通勤災害の対象となる災害危険の範囲は、どのようなものであろうか。交通手段の選択は、後でみるように被保険者の自由に任せられているため、マイカー、オートバイ・バイク、自転車等の利用に関連する事故は、当然に通勤災害の対象となる災害危険に含まれている。変わったところでは、タバコをふかしながらオートバイで通勤中の労働者が、強い風でタバコの火が服に燃え移って火傷をした事故について、この風も、災害の実質的協働原因（eine wesentlich mitwirkende Ursache）であるとして、その火傷について保険保護を肯定している（RVA 1941.3.31., Wagner S.366）。こうした危険をドイツの労災保険では、日常生活上の危険（die Gefahr des taglichen Lebens）と呼んでいるが、このような日常生活上の危険の危険も、保護の対象になっているのである。また、18年使っていた古い自転車のフォークの破損による事故についても、通勤災害の対象となる災害危険とされている（OVA Kassel 1933.11.23., Wagner S.367）。ここでカッセル上級保険庁は、決定的なことは、その損害が、被保険者が通勤の道にいなかったとしても、その損害が同じ程度に、ほぼ同じ時期に生じたであろうと（人の判断として）言えるかどうかである、としている。

これに対して、靴の中に入っていた錆びた古い釘による負傷（原告は、靴の破れから通勤の途上で釘が右足に刺さったと主張していたようであるが、保険庁では、靴の中に木々が入っていたとした）は、通勤の道と原告の負傷との間には法的に実質的な関連がなく、その危険とは補償の対象にならないとされている（RVA 1928.12.21., Breith. 1929 S.205, Wagner S.344）。

また、病気のため痛みドメの薬を服用し、その結果、降りるべき駅で降りずに列車の中で寝過ごしてしまい、（本来の通勤の道に戻る前に）事故に遭った場合、この危険は、保険保護の対象にはならない（BSG 1960.4.28., NJW 1960S.1686）。

2 食事・飲食

食事・飲食については、労働災害および通勤災害との関連で次のように取り扱われている。まず、被保険者が、職場内にある従業員の食堂に赴く途上で階段の角で膝を打って負傷したケースについては、業務との関連性（内的関連性）があるとして労働災害の成立が認められている（BSG 1989.12.6., SozR 2200 § 548 Nr.97）。食事のために家に帰る場合も、事業場の外にある食堂（レストラン）に赴く場合も、原則として通勤災害としての保護が認められる。通勤災害の成立する範囲が、わが国の労災保険法と異なり、職場と住居との間に限定されていないのである。

休憩時間中に、休憩時間後の仕事に備えて簡単な食事を買いに出る場合も、休憩時間の長さからして不相応な遠くのところへ行くでのない限り、通勤災害とされる（車で4分ほど、30分の休憩時間中に軽食を買ってすぐ戻るような場合について、通勤災害保護を肯定している。BSG 1977.4.26, SozR 2200 § 550 Nr.28）。使用者が、食事を職場内でとるよう命じていた場合も、同様である（旧RVÖ 548条3項により、禁止違反の行為は労働災害の成立を排除しない、とされる）。もっとも、被保険者が、食事のために市の外に出るうような場合については、業務上の関連性を肯定できる特別な事情がなければ、労災保険の保護は認められなくなる（BSG 1963.11.29., Breith.1964 S.379）。

なお、職場内の食堂であれ職場外のレストランであれ、食事・飲食行為それ自体は、判例では、原則として被保険者の私的行為（私的生活領域に属する行為）であり、保険される業務にはならないとする（BSG 1960.6.30., BSGE 12 S.247）。したがって、食事の際に生じた事故、たとえば食物あるいは食物の中に入っていた木片・骨等を喉につまらせたり、歯を折ったような事故は労働災害ではない。しかし、仕事の関連で急いで食事を飲み込まなければならぬ付隨的な事情があったような場合には、例外的に労働災害が認められる（仕事の都合で食事をごく短時間に急いでとっていた者が肉を留めていた小さな串を飲み込んでしまった事例につき、BSG 1963.3.7., Breith.1963 S.755）。その場合には、業務上の事情（急いで食事をして仕事にからなければいけないといった事情）が「通常の、普通にありうる程度を超えて」強く作用していること、そのような事情が食事の実質的な条件になっていることが必要である。

食堂の中での事故も、「事業の、特別な危険と結びついた施設」が災害の惹起に実質的に協働していない限り、労働災害とはならない。

3 作業用具の保管、運搬、整備、更新の際の災害

保険された活動と関連する、労働用具または労働保護具の保管、運搬、整備、修繕、並びにその新調で、それらが事業主の指示による場合について、「保険された活動」であるとして保険の保護が認められている（第8条第2項第5号）。

作業用具としては、事業場で業務の際に使用されるさまざまな道具、器具が考えられるが、従来、作業衣（保護衣）、ヘルメット、メガネなどは被保険者がその労働能力の維持の

ためにみずから配慮しなければならない個人的な道具にすぎず、作業用具ではないとされていたが、現在ではそれも作業用具とされている (Brackmann, Handbuch der Sozialversicherung, S.481 o)。

乗用車も、それが主として事業における業務のために使われるときは、作業用具になる (BSG 1980.9.30., SozR 2200 § 549 Nr.2)。

職場を往復するために利用している車のガソリンが切れそうになっていたために休憩時間中に給油のためにガソリンスタンドに行くのは、個人の生活領域に属する行為であって、その車は本条にいう「作業用具」ではない (BSG 1961.12.20., BSGE 16 S.77)。しかし、通勤の途上で油が切れたような場合に運行を継続するために給油するようなときには、保険の保護は認められる (BSG 1978.12.14., SozR 2200 § 550 Nr.39)。もっとも、できるだけ安いガソリンを入れるために、通常の通勤の道を離れるような場合は、通勤災害の保護はない。

なお、「事業主の指示」については、道具の更新等（なくなれば、新たに購入しておくこと等）が事業の慣行になっているような場合には、使用者の明確な指示なしに行つた道具等の更新についても、第8条第2項第5号が適用される。

4 補助具の損傷又は喪失

身体障害者が身体につける補助具の損傷または喪失も、健康障害とみなされ、補償の対象とされる (第8条第3項)。この規定は、RVO第548条第3項に対応するものである（なお、従来は、「重要な」整形外科的補助具というような限定があったが、現在の規定にはそのような限定はない）。当該補助具が労働災害に基づいて必要になったかどうかは、問題にならない（補助具の概念については、SGB第5編・第33第1項参照）。

第5節 通勤災害の具体例

1 通勤の開始点・終了点

(1)概説

ドイツの労災保険においても、業務遂行のために、あるいは業務が終わった後の、生活の本拠としての被保険者の住居と職場との間の往復途上での事故が通常、通勤災害として認められる典型例であることはいうまでもない。しかし、労災保険によって保険の対象となっているのは、法文上は、「業務と関連して、職場を往復する直接の道」（「直接の」という用語は、SGB第7編の制定により新たに付け加えられた文言であるが、従来の扱いを変えるものではないとされている）であり、わが国の労災保険法のように被保険者の住居と職場の間の往復に必ずしも限られない。その道が職場を終了点あるいは開始点としており、またそれが「業務と関連して」おれば、後で述べるように、自分の住居以外の、第三

の場所が道の開始点あるいは終了点とされることがある。

しかし、その一方で、被保険者の任意の選択によって、私的ないし私用目的から、通常の通勤の範囲を超えた通勤路をとるような場合には、原則として通勤災害としての保護は否定される（通常の通勤路、いわゆる順路に入った後については、保険保護が認められることがあるが）。「純粹に私的な目的のための場所」への道は、職場での仕事が終わった後であっても、通勤災害として保護されることはない（仕事が終わった後、自宅ではなく、友人の家に遊びに行くような場合は、その途上での事故は通勤災害ではない）。同様に、「純粹に私的な目的で行った場所」からの道は、それがたとえ仕事のために職場に向う場合であっても、通勤災害の保護があるわけではない。たとえば、遠足（小旅行）から職場に向う道（LSG Hamburg 1957.2.26., Wagner S.321）がそれに当たる。このケース（被災者のRは、H市で母と一緒に住んで、婦人帽子店で徒弟として就業していたが、日曜日母といっしょにH市の南にあるM市に住む親しい家族を訪ね、そこで泊り、月曜日の朝、車でハンブルクまで送ってもらうつもりであった。そこから列車でH市まで行き、そこから仕事に出掛けるつもりであったが、M市の自動車駐車場で、友人の車が対向車と衝突してRが重傷を負ったという事件）で、裁判所は、次のように判断している。Rは、私的小旅行をしていたのであって、その往路も復路も保険されない。保険の保護は、Rが帰路で、通常通勤のために利用しなければならない道に達したときに生じる。帰路は、実質的にもっぱら経営的理由から必要であったというRの主張は正しくない。彼女は、同じ帰路を、日曜日の夕方であれ、月曜日であれ、彼女が仕事がなく、あるいは休暇中であってもどちらにせよならず、この道については、経営的理由ではなく、私的な日曜日の旅行が決定的因素である、と。サウナ（Sauna）に行って、そこから職場に向う道（BSG 1966.8.24., Wagner S.326）についても同様である。

（2）通勤の開始点・終了点としての「第三の場所」

上でみたように、法文上、保険保護の対象になっているのは、「業務と関連して、職場を往復する直接の道」であり、わが国の労災保険法のように被保険者の住居と職場の間の往復に必ずしも限られない。その道が職場を終了点あるいは開始点としており、またそれが「業務と関連して」おれば、自分の住居以外の、「第三の場所」が道の開始点あるいは終了点とされることがある。この点は、「純粹に私的な目的で行った場所」からの道について保険保護が認められないこととの関連で、微妙な判断を必要とすることになる。

判例では、「第三の場所」として次のようなケースが挙げられている。ある被用者が自宅を出て、直接職場に行かずに、まず洗濯屋に行きそこで1時間ほど用事（私用行為）をすませた後、7時半に始まる仕事のために7時に洗濯屋を出て職場に向かい、この洗濯屋と職場との間で被災したという事例で、「私的な行為からの帰路は、それが直接職場に向っていたとしても、保険去れる業務と実質的な関連に立つことはない。しかし、本件のケースはそうではない。交通感覚から言っても洗濯屋から職場への道は、洗濯屋からの帰り道で

はない。この道は、その全体の範囲からして職場への道であって、この道にあっては、業務と関係のない理由は欠けてしまって、実質的に保険される業務と結びつけられてしまっているのである」として、保険の保護を肯定している（BSG 1961.4.27., Wagner, Der Arbeiterunfall, S.935）。

事務所の掃除婦として就業している原告が、事務所での職員の残業のため仕事を始める時間が遅くなり、その時間を近くの息子の家で過ごし、そこから事務所に行く途上での事故も、息子の家の滞在は、待ち時間を過ごすという以外の、何か家族に関わる問題のためにであったという契機はなかったとして、保険保護を肯定している（BSG 1963.1.30., Wagner S.327）。

さらに、別の判例では、7時頃家を出て、誕生日を迎えた息子のところにまず行き、そこで2時間ほど滞在したあと、夜10時から始まる深夜勤のためそこから自転車で直接職場へ行こうとして被災した被保険者につき、その道が仕事を行うためにとられたものであり、また、その道が通常の職場への道と比較しても適当な範囲にあるとして、通勤災害の成立を肯定している（BSG 1964.10.30., BSGE 22 S.60）。判決は次のように述べている。原告の息子の家の滞在によって、道は2分され、この道の2つの部分は法的に統一的な道ではなく、まったく独立した意味を持つ。原告が仕事のために災害の夜間った未知は、息子の家の滞在の終了後に始まる。「（保険保護が認められる）道は、事業における労働と関連のあるもの、すなわち、それと法的に実質的な内的関連性のあるものでなければならず、他方で、被保険者の実質的に私的目的に役立つものであってはならない。どのような条件の下でこれが認められるかは、広い範囲で個々のケースの諸事情による。……（被保険者の）住居と職場の間で行われない道については、それが、通常の職場への道と比較して、その距離と時間的長さのゆえに、相當に異なるものとなって職場に赴くという労働者の意図によって特徴づけられない場合には、もはや保険の保護はないが、……本件については、息子の家の原告の滞在は、原告がその滞在後、職場に行こうとした道—そこで災害が生じた—が保険される業務と法的に相当な内的関連性に立つという結論を引き出すことを妨げるものではない。LSGの確定した事実によれば、この道は、原告の通常の通勤の道と距離的にほぼ同じものである。その道は、（先行した）原告の息子の家の私的滞在によってだけではなく、職場に行くという必要性によっても実質的に決定されていたのである。」この道は、保険される業務と法的に実質的な因果関係がある。

被保険者が食事をとるために職場から婚約者の両親の家に行く途上での事故について、判例は、この道が実質的に本来の通勤の道と比べて長くないことから、これは通勤災害であるが、この場合、婚約者の両親の家が通勤の終了点であり、そこから自宅への道での事故は通勤災害とはならなかつたであろう、としている（BSG 1964.12.10., Breith.1965 S.294）。

仕事に行く前に親戚を見舞う場合について、次の判例がある（BSG 1983.3.30., SozR 2200 § 550 Nr.78）。原告1の夫であり、原告2ないし原告5の父親であったKは、L市の

会社に勤めていたが、その日は遅番（始業は14時30分）であったため、時間的余裕があり、その日の午前に彼の妻と子供といっしょに車で入院している彼の親戚を見舞うためにTへ行き、そこでかなり長い時間を過ごし、13時47分頃、車で病院を出て、T市からL市へ行く際に、妻および子供を乗せてE市の方向へ向うところの交差点で事故により死亡した（自宅から職場までは11キロメートル、病院から職場まで28キロメートル）。この事故につき労災保険者（被告）が補償を拒否したため、原告らが訴えていたケースであるが、SG（第1審、社会裁判所）は訴えを棄却、LSGも同様に第1審原告ら控訴を棄却した（原告の夫は、RVÖ第550条の意味における保険される業務への途上にはなかったというのがその理由である）。BSGは、RVÖ第550条は、保険保護に関して職場までの距離だけを問題にするわけではなく、決定的なことは、自宅以外の場所からとられた当該の道と保険される業務との間に内的関連性があるかどうかであり、自宅以外の場所からの道が、通常の交通観念からして被保険者の通常の職場を往復する道と「適切な」関係にない場合には、保険される業務との内的関連性は否定されることになるとした上で、本件については、Kが妻および子供と共に病院を尋ねたのが全くの私的な個人的行為であったこと、さらに本件では、Kが職場に行くという意図はまだ背景に退いているという事情があった（Kは、自宅までもう一度戻るか、子供を停留所まで連れていき、それから職場に行くつもりであったようである）として、これらの事情を総合的に考慮して、災害の時点では保険保護はないとしている。

このように「第三の場所」とされるためには、そこでの滞在が相当長時間に及ぶことが必要であって、そうでない場合は、逸脱、中断としてその法理（これについては後述）により処理されることになる。

(3)家の作用領域

ドイツの労災保険法においては、上で述べたように、道の開始点・終了点は、必ずしも自分の住居（家）でなくてもよい。しかし、たいていの場合には、被保険者自身が住んでいる住居（生活の本拠）が、道の開始点・終了点になることは疑いない。この場合、問題になるのは具体的にどこまでが「家の作用領域」(hauslicher Wirkungskreis)になるかである。この点につき、判例は、法的安定性の点から、特別な事情のないかぎり、1軒建てかマンションのような多数家族用住居かに関係なく、「被保険者の住んでいた建物の外側のドア」を住居と通勤の道の境界線と定めている (BSG 1956.3.13., BSGE 2 S.239)。この境界線の内側、すなわち、家の作用領域の中での事故は、被保険者が個人的に責任を持つべき私的領域に属するものとして通勤災害とは認められない。これに対して、その外側に出ている場合は、通勤災害の成立が問題となる。

家の外側のドアを出てからマントを取りに地下室のドアを通って家の領域にまた入った者は、家の領域の中にいるかぎり労災保険の保護はない (Podzun, Der Unfallsachbearbeiter KZ.070 S.2)。これに対して、家を出た後、閉まらないドアを外側から引っ張る際

に小指をドアとドア枠にはさんで負傷したケースにつき、判例は、ドアを閉めることは通勤を行うことと法的に実質的に関連している、災害をもたらした原告の行為は保険法的に保護されている職場への道をとるための必要によって決められたものである、として通勤災害の成立を認めている (BSG 1971.11.11., Breith. 1972 S.389)。

家の（ドアの）外側についている階段での事故、庭先にあるガレージでの事故 (BSG 1964.9.30., Wagner S.330/1)、家の（ドアの）外側にある地下階段での事故なども、通勤災害として保護される (BSG 1965.1.29., BSGE 22, S.240)。これに対して、ガレージが家と地下通路でつがっているような場合は、ガレージの外側のドアを出て初めて「保険される（通勤の）道」が始まることがある (BSG 1988.5.31., SozR 2200 § 550 Nr.80)。家のドアが閉まっていたため、窓から出てそこに掛けたハシゴで外に出ようとして転落した事故については、ハシゴの上ですでに保険法的に保護の対象領域にあったとして、通勤災害が認められている (BSG 1959.12.15., Breith. 1960 S.301)。

2. 交通機関の利用

どのような交通手段（徒歩、バス、市電、スキー、マイカー等）を利用するかは、原則として被保険者の自由である (BSG 1982.10.19 SozR 2200 § 550 Nr.52)。したがって、毎日市電に乗っている区間を、途中で降りて、何か買つつもりで歩いていて事故にあったとしても、通常の通勤の道筋をはずれているのではないかぎり、通勤災害として補償されることになる。判例は、通勤の途上で市電の乗換駅の一つ手前で降りてそこまで歩いて行こうとして被災した被保険者について、被保険者がどのような方法で通勤するかは、それがいつもの慣例・習慣に反しているかどうかにかかわりなく、その自由であり通勤災害の保護が認められる、その道の途上でなにか買物をするつもりであったことは業務と通勤の道との関連性を失わせないとしている (BSG 1968.10.31., Breith. 1969 S.478)。

交通手段に関連して、災害危険が大きいと考えられるものとして、ローラースケート、スケートボードなどがあるが、判例では、ローラースケートでの通勤もその手段として可能であるとする (LSG 1982.10.7., Breith. 1983 S.403)。ホテルで料理人として働いていた者が、次の勤務までの休憩時間中に家にローラースケートを取りに帰り、ローラースケートでホテルに戻る際に被災したケースでも、家にローラースケートを取りに帰ったことが私用行為ではなかったかどうかが問題とされていても、ローラースケートでの往復行為自体が合理性を欠く行為である等として問題とされてはいない (BSG 1984.2.29., SozR 2200 § 550 Nr.62)。

通勤に利用している自転車、オートバイあるいは自動車が通勤途上で故障したような場合、それを修理しなければならないことが起こるが、修理・修繕等の行為自体は、原則として保険されない個人の生活領域に属するものであり、その行為の際の事故については、その故障が突然的なもの（事前にわかつていなかつたもの）で、それを直さないと当該通勤が続けられないと判断される限りで保険の保護が認められるにすぎない。